

平成19年（行ツ）第8号

平成19年（行ヒ）第8号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成18年（行コ）第149号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成18年10月19日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの

とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成19年4月24日

最高裁判所第三小法廷

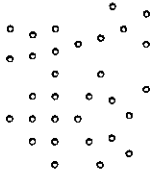
裁判長裁判官 堀 籠 幸 男

裁判官 上 田 豊 三

裁判官 藤 田 宙 靖

裁判官 那 須 弘 平

裁判官 田 原 睦 夫



当 事 者 目 録

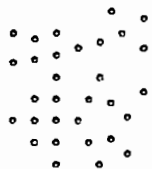
大阪市住之江区南港北1丁目7番89号

上告人兼申立人	日 立 造 船 株 式 会 社
同代表者代表取締役	古 川 実
同訴訟代理人弁護士	寺 上 泰 照
	岩 下 圭 一
	佐 藤 水 暁

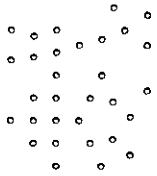
東京都町田市.

被上告人兼相手方

同訴訟代理人弁護士	谷 合 周 三
	高 橋 利 明
	羽 倉 佐 知 子
	土 橋 実
	堀 敏 明
	清 水 勉
	塚 原 英 治
	中 野 直 樹
	児 玉 晃 一
	佃 克 彦
	脇 田 康 司
	湊 信 明
	関 口 正 人



木 村 晋 介



これは正本である。

平成19年4月24日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 三枝かほる

